(B)兵庫エリア

路線名	対象区間
近畿自動車道名古屋神戸線	川西インターチェンジから神戸ジャンクションまで（ただし、当該区間の供用開始の日から適用する。）
近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから春日インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	宝塚インターチェンジから山崎インターチェンジまで（ただし、西宮山口ジャンクションを除く。）
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまで
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号	神戸西インターチェンジから淡路島南インターチェンジまで
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間（ただし、生野北第一インターチェンジを除く。）

注Bに定める周遊エリアとの間で、C(A)及び(B)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。

(C)四国エリア

路線名	対象区間
四国縦貫自動車道	全区間
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島ジャンクションから須崎東インターチェンジまで
四国横断自動車道愛南大洲線	全区間
今治小松道路	東予丹原インターチェンジから終点まで

注Bに定める周遊エリアとの間で、C(A)、(C)及び(D)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。

(D)九州北部エリア

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	門司インターチェンジからみやま柳川インターチェンジまで（ただし、新門司インターチェンジを除く。）
九州横断自動車道長崎大分線	佐賀大和インターチェンジから鳥栖インターチェンジまで及び鳥栖ジャンクションから杷木インターチェンジまで
東九州自動車道	北九州ジャンクションからみやこ豊津インターチェンジまで及び椎田南インターチェンジから上毛スマートインターチェンジまで
関門自動車道	門司港インターチェンジから門司インターチェンジまで
椎田道路	全区間

(E)九州中部エリア

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	南関インターチェンジから人吉インターチェンジまで
九州横断自動車道長崎大分線	長崎インターチェンジから小城スマートインターチェンジまで（ただし、小城スマートインターチェンジの供用開始の日の前日までは、長崎インターチェンジから多久インターチェンジまでとする。）及び日田インターチェンジから大分米良インターチェンジまで
東九州自動車道	中津インターチェンジから宇佐インターチェンジまで及び大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで
八代日奈久道路	全区間
宇佐別府道路	全区間（ただし、院内インターチェンジを除く。）
日出バイパス	全区間
長崎バイパス	全区間
武雄佐世保道路	全区間（ただし、武雄南インターチェンジを除く。）
佐世保道路	全区間

注Bに定める周遊エリアとの間で、本エリアに属する道路又は区間の接続点を経由し通行する場合を含む。

(F)九州南部エリア

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	えびのインターチェンジから鹿児島インターチェンジまで
九州縦貫自動車道宮崎線	全区間
東九州自動車道	門川インターチェンジから清武ジャンクションまで及び末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまで
鹿児島道路	全区間
延岡南道路	全区間
隼人道路	全区間

注Bに定める周遊エリアとの間で、C(E)及び(F)に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。